

2025 年度世界法学会研究大会 報告要旨

年次テーマ：国際法における環境法的思考の可能性 ——持続可能性を統合するグローバルな法システムの課題——

第1セッション 報告1

国連海洋法条約の魚類資源の保存に関わる規則と予防概念

上智大学教授 堀口 健夫

本報告は、国際環境法で発展してきた予防概念の導入により、国連海洋法条約の魚類資源の保存（conservation）に関わる規則がいかに関係しつつあるか、その現状と今後の展望について考察を加えることを目的とする。そのことを通じて、海洋法秩序において環境法的な思考が有する意義や限界の一端を明らかにすることを試みる。

科学的に不確実な環境リスクへの対処を要請或いは正当化する予防概念（予防原則／予防的アプローチ）は、今日では海洋汚染のみならず、水産資源管理に関わる条約や国際文書においても採用されつつあり、同概念は国際的な海洋環境保護の原則と位置づけられることも少なくない。だが、海洋の国際秩序の基本規則を定める国連海洋法条約は、予防概念が国際的に提唱される以前の時期に採択されたこともあり、同概念を明文で採用しているわけではない。また同条約では、海洋環境保護に関わる第 XII 部の規則は主に海洋汚染を想定し、第 XII 部の外に置かれた魚類資源の保存に関する規則は、資源利用の最大化を目指した開発志向の性格が強い内容となっている。近年の予防概念の発展により、これらの規則の解釈にはたして又いかなる影響があるのか、改めて慎重な検討が必要である。

そこで本報告では、国連海洋法条約に関わる法発展の手段のうち、実施協定の締結と国際判例に着目し、同条約の魚類資源の保存に関わる規則の解釈に予防概念がいかに関わるか考察を試みる。まず関連の実施協定として、国連公海実施協定（1995 年）と BBNJ 協定（2023 年）をとりあげ、魚類資源の管理に関していかに予防概念が導入され、またそれが国連海洋法条約の解釈にいかなる意義をもつと考えられるのか検討する。そのうえで、国際海洋法裁判所（同海底裁判部を含む）の関連の勧告的意見を検討し、国連海洋法条約の規則と予防概念がどのように関連づけられつつあるのか、その現状と問題点、さらには今後の展望について述べたいと考えている。

第1セッション 報告2

国際環境法における法形成プロセスの組織化とその国際法史上の位置付け

国際教養大学教授 豊田 哲也

国際環境法分野では、枠組条約方式が広く採用されており、具体的な法規範の形成は締約国会議（COP）に委ねられている。例えば、1982年の国連海洋法条約は320条に及ぶ大規模な合意文書であるのに対し、1992年の気候変動枠組条約は26条に過ぎない。枠組条約という名の示すとおり、ほとんどの実体的規範の確定が締約国会議に委ねられ、本体条約自体は条約締結後の意思決定プロセスの大枠を定めるだけなのである。そのあり方は、国内法において憲法が人権保障などの基本原則についての最小限の実体的規範を置くにとどめ、諸規則の制定を議会に委ねていることに似ているとも言える。もちろん、環境国際法における法規範形成が国内法におけるそれと同じレベルでの確実性を実現しているというわけではないが、まずは原則のみを定めて法形成の詳細をその後の熟議と政治に委ねようとしているという点に環境国際法の一つの特徴を見いだしたい。

国内社会では、法形成や法適用のプロセスの集権化が共通の外敵という脅威によって克服されてきた。同様に、国際社会でも共通の外敵に対する認識が広く共有されると、法形成や法適用の集権化が進むことがある。ナポレオン戦争はウィーン体制を生み、二度の世界大戦は国際連盟と国際連合を生み出した。しかし、共通の外敵に対する意識が薄れた結果、国連の集団安全保障システムは形骸化し、国連総会や経済社会理事会の地位も低下した。国連総会は国際法委員会を設立し、外交関係条約、領事関係条約、条約法条約などの成果を上げたが、その機能には限界がある。

国際環境法は、持続可能な発展という原則を中核に、国際法の「再ソフト化」とも呼べる動態的な法形成プロセスを発展させ、各国の環境保護政策に多大な影響を与えている。その締約国会議の活動は、ICAOやIMOなどの技術的国際組織の活動に比べても注目に値する。この現象は、19世紀以来の国際法の歴史におけるハードローからソフトローへの移行と位置づけられ、過去の大戦後の国際法秩序の再構築とは異なり、冷戦の終結や環境破壊という共通の敵に対処するための国際社会の新たな組織化として見ることができる。市民レベルでの共通の危機意識を背景に展開される現代の環境国際法のダイナミクスは、国際社会が一つの共同体となり、共通利益を追求するために必要な動態的な法形成プロセスを実現する条件を示しているのかも知れない。

第1セッション 報告3

国際裁判により形成されるグローバル規制基準の環境紛争の処理における 機能と意義

神戸大学准教授 平野 実晴

持続可能性の推進を掲げた政策や規制が各国で広く導入される一方、その適否をめぐる紛争も増加しており、中には国際裁判に至る事例も見られる。その結果、投資条約仲裁、WTOの紛争解決手続、地域的人権裁判所といったフォーラムに顕著であるが、国際司法裁判所や国際海洋法裁判所、仲裁といった国家間の裁判手続でも、国家による国内環境措置の国際法適合性が争われるようになった。この傾向は、国際裁判所が「持続可能性を統合するグローバルな法システム」の重要な役割を担うようになったことを示している。

しかし、こうした紛争処理を担う国際裁判は、二方面的な構造的課題に直面している。すなわち、経済や人権、海洋といった課題領域ごとに制度が整備され専門分化が進む国際法システムの一体性を確保するために、どのように異なるレジームを架橋し諸価値の調整を図るかという「横軸」の課題と、国際法システムが国内法システムとどのように接合し、またはどのように役割分担するかという「縦軸」の課題が顕在化しているのである。「国際法における環境法的思考の可能性」は、両課題の克服に資する実践的に有用で、かつ理論的に堅固な解決策を提示できるかにかかっているとと言えるのではないだろうか。

この文脈で、これまでの議論に一石を投じ注目されるのが、Fosterの提唱した「グローバル規制基準 (global regulatory standards)」である。本報告は、グローバル規制基準が、環境紛争の処理を担う国際裁判所が直面する構造的課題の克服に向け、いかなる実践的機能と理論的意義を有するか検討することを通じて、本研究大会のテーマに貢献することを目指す。実践的機能の検討として、本報告は、事例分析を通じて、グローバル規制基準を構成するとされる規制の整合性 (regulatory coherence)、妥当な考慮 (due regard)、相当の注意 (due diligence) といった既存の基準に加え、独自に理由に基づく決定 (reasoned decision-making) の基準の存在を示し、それらの規範内容を明らかにする。なお、分析対象とする国際裁判事例は、本研究大会のテーマを念頭に環境法原則に基づく国内措置が争われた事例、ならびに報告者が継続的に研究している水紛争の事例から、主要なものを選定する。さらに、理論的意義の検討として、本報告は、グローバル規制基準の法概念としての有用性を、当概念の基盤に据えられる法秩序構想や法理論から考察する。

第2セッション 報告1

気候訴訟にみる共通だが差異ある責任原則の機能と課題

横浜国立大学講師 藤田 大智

近年、気候訴訟が世界的に増加する中、共通だが差異ある責任（Common but Differentiated Responsibilities: CBDR）原則に言及して国家の気候政策に関する義務について一定の結論を導き出す事案が現れてきた。従来、CBDR 原則は気候変動枠組条約体制の場合、京都議定書の削減目標、資金援助・技術支援の義務、パリ協定の「自国が決定する貢献」等の差異化を導いてきた。いずれの差異化も国際交渉の結果、導出されたものであり、同原則は、各国政府の意思を尊重する形で具体化されてきた。CBDR 原則は、気候変動問題をはじめとした世界共通の問題への取組みを指示すると同時に、文脈に応じた権利義務の差異化を導き出す柔軟性をもつ為、国際社会の中核的価値体系を構成する要素の可能性が指摘される。他方で、同原則が、国家の意思を制約する側面は弱く、「弱く曖昧」な規範と評価されてきた。

本報告は、CBDR 原則に言及して一定の結論を導き出してきた条約機関・地域裁判所・国内裁判所（以下、「紛争解決機関」）の気候訴訟・事案の分析を通して、新たに見出されてきた同原則の機能を明らかにする。

紛争解決機関は、政府による自国の温室効果ガスの排出が世界の排出の微々たる一部にすぎないものとして法的責任を逃れようとする主張を否定するために、CBDR 原則を用いている（Urgenda 事件、Sacchi 事件等）。また、気候変動の悪影響から保護される権利を導出する際の要素の一つに同原則を用いている。さらに、環境法の法原理を受けて、気候変動の悪影響から保護される権利を観念するようになった人権法が、今度は、環境条約の義務の履行態様に影響を与え、ここでは CBDR 原則を用いて人口比での国別残余カーボンバジェットの算出を議論する等して政府の削減目標や気候政策の内容を評価し、より妥当な取組みを求める現象も確認できる（Neubauer 事件、KlimaSeniorinnen Schweiz 事件）。

近年の気候訴訟の分析を通して明らかとなるのは、世界が気候危機に直面する中で、紛争解決機関が CBDR 原則を人権条約等、他の法分野の規範の解釈に際して用い、政府が気候政策の形で示したその意思を退けて、より厳格な対策を求め、また国家の義務内容を明確化している実態である。本報告は、CBDR 原則の新たな機能とその要因を明らかにして同原則の「強さと明確性」を論証し、従来の「弱く曖昧」との評価への反駁を試みる。また、同原則の法的性質や、世界の気候ガバナンスにおける各紛争解決機関の司法審査主体性等に関する残された分析課題を明らかにする。

第2セッション 報告2

先住民族の権利回復運動をめぐる人権保障と環境保護の調和と不調和

中央大学教授 小坂田 裕子

先住民族の多くは、植民地化や近代国家成立の過程で、先祖伝来の土地を奪われたのみならず、文化や言語も禁止・制限されるなどの同化政策の対象となり、差別・抑圧され、場合によっては集団殺戮の被害にもあってきた。先住民族は脱植民地化を目指して自らの権利回復を国内外で求め、その一つの成果として2007年には「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択された。国連宣言は、前文で先住民族が植民地化とその土地等の収奪の結果、歴史的不正義に苦しんできたことに言及し、国際文書として初めて自己決定権を明記した(3条)。現在、先住民族はこの国連宣言の成果をもって、人権法や環境法を含む国際法の関連分野に自らの自己決定権等を導入し、更なる権利回復を目指している。

本報告では、こうした先住民族の権利回復運動を主なきっかけとして、人権保障と環境保護の調和と不調和が生じていることを指摘し、それぞれの背景を明らかにする。すなわち、国連や米州人権裁判所の判決などでは、人権保障と環境保護を相互補完的に捉えた調和的な側面が強調されてきた。しかし、本報告では、両者の要請の齟齬が顕在化する不調和な側面があることも示し、その背景を明らかにする。

報告ではまず、先住民族の文脈で人権保障と環境保護の要請が相互に規範を高め合っている調和的な側面があることを確認する。具体的には、人権条約レジームでは解釈を通じた環境への配慮の増大、環境条約レジームでは先住民族の権利への配慮の増大が生じていることを示し、その背景を明らかにする。次に、先住民族の文脈で人権保障と環境保護の要請が不調和を起こしている側面があることを指摘にする。具体的には、再生可能エネルギー施設建設による先住民族の生業への悪影響など、人権保障と環境保護の要請の齟齬が顕在化する場面があること、また環境条約レジームで自己決定権の導入を求める先住民族と国家との攻防の結果、不調和が生じていることを指摘し、その背景を示す。

最後に、先住民族の視点から見た場合の人権条約レジーム、環境条約レジームの双方に共通する問題として、先住民族の伝統的生活が環境保護に有用であるという議論があることを指摘し、それがなぜ問題なのかを示す。

第2セッション 報告3

国際人道法と国際環境法の関係——実質的な解釈論へ——

宮崎公立大学准教授 田村 恵理子

武力紛争は「最大の環境破壊」であり国際社会全体の持続可能性に真っ向から背を向ける病理現象であり、ゆえに武力行使禁止原則を基軸とする *jus ad bellum* の発展が重要であることは論をまたない。しかし同時に、武力紛争時の敵対行為が可能な限り制約的になされるよう規律することも、国際社会全体の持続可能性に寄与しうる。その役割は、*jus in bello* / 武力紛争法 / 国際人道法（以下「人道法」）にまずは期待される。1977年ジュネーブ諸条約第1追加議定書が人道法上初めて環境を直接的に保護する特定のルールを規定したが、内容的に不確定で実効性も疑問視される代物であった。冷戦終結後1990年代に「武力紛争時の環境保護」がようやく本格的に議論され初め、人道法の一般的ルールを環境保護に応用する試みだけでなく、国際環境法（以下「環境法」）を武力紛争時に適用する方途も模索された。こうした議論を経て2000年以降、武力紛争時の環境保護ルールは各国の軍事教範、専門家・組織等による慣習人道法集成や現行法リステイトメント（マニュアル）の中に着実に反映されるようになった。そして、国連国際法委員会の2022年原則草案を契機に法典化の可能性も見えてきた。

しかし、以上の展開はその内実において「人道法と環境法の関係」を十分に検討しているように思われない。本報告では、当該関係へのアプローチには「適用」レベルと「解釈」レベルの2種類があることを示した上で、「適用」関係の議論が形式的になりがちであるのに対し、「解釈」関係では環境法に照らした人道法の解釈に力点が置かれ、人道法への環境法の取り込み（*incorporation*）の可否がより緻密に検討されうることを論じる。例えば、人道法上の「自然環境」概念、および絶対的に禁止される自然環境への「広範で長期的かつ深刻な」損害の内容は、「増大する新たな科学的知見」や「生態系の固有価値 *intrinsic value*」を重視する環境法に照らしてどこまで発展的な解釈が可能だろうか。環境法上の「予防原則」に照らして、ある軍事行動が環境に与える影響が科学的に不確実でも紛争当事者は実行可能な環境配慮措置を講じるべきといえるのか。現代の占領国は、占領地の秩序と市民生活を維持する一環として、占領地で有効な環境法・制度を尊重し、持続可能な天然資源の利用を確保すべきことになるのか。

このような実質的な解釈論が我々に問いかけるのは、人道法の目的や性格が変質する可能性（危険性？）と引き換えに、国際法の「体系的一体性」を志向することがどれほどの意味をもつのか、であろう。

第3セッション 報告1

国際経済協定における労働・環境条項の実現手法の多様化

新潟大学准教授 秋山 公平

本報告では、自由貿易協定における労働条項および環境条項の実現手法に焦点を当て、国際環境法学で発展してきた義務の遵守確保の考え方が国際経済法学に及ぼす影響を示す。

人々の生活と経済活動との関連性への認識が増すにつれ、国際経済協定の規律対象は環境や人権分野に拡張されつつある。しかし、こうした新たな領域の規律は、事後的かつ準司法的な手続による義務の遵守確保に、新たな課題を提起する可能性がある。

実際に、自由貿易協定に含まれる労働条項や環境条項では、個人申立制度や、市民社会の関与を伴う監視制度が整備されている。また、労働条項上の過去の紛争事例では、条文の厳格な解釈により労働者保護が達成されなかったことから、国家間紛争解決手続の限界が認識されるようになってきている。さらに、こうした認識を背景として、2020年発効の米国・カナダ・メキシコ協定（USMCA）では、労働者に対する権利の否定が発生した場合に、国家が企業に対して直接働きかける仕組みが採用されている。

国際環境法学では、モンリオール議定書で不遵守手続が採用されて以来、伝統的な国家責任の追及による事後的な損害回復では、協定上の義務の遵守確保手段としては不十分との議論が深まり、「合法—違法」の判断とは区別される「遵守—不遵守」の考えが整理されてきた。また、条約の実効性評価の観点からは、国際法規範の背後にある目的の達成も重要な基準であるとして、国際法の「実現」という視点の重要性も議論されている。

労働条項や環境条項にみられる実現手法の多様化は、国際経済協定が、公正な競争条件の整備という経済的目的を越えて、持続可能なグローバルサプライチェーンの構築という目的も担うようになってきていることを反映していると思われ、さらに、その目的を達成するためには、国家のみならず、労働および環境基準を実際に遵守する私人の行為も対象に含めた国際経済協定の実現を想定する必要があることを示唆しているように思われる。本報告では、国際経済協定における持続可能な発展という価値の具体化の役割を担う、労働条項および環境条項に特有の実現手法の発展を指摘することで、国際環境法と国際経済法の間に見出し得る相互作用を指摘したい。

第3セッション 報告2

国際投資法と「持続可能な開発」のディスクール

大阪大学准教授 二杉 健斗

(国際)投資(法)と(国際)環境(法)との間の関係をめぐる言説は、複雑な状況にある。一方では、より環境負荷の小さな技術の開発のためには投資が不可欠であるとして、投資と環境保護との間に正の関係を見出す議論がある(例:パリ協定2条1項c)。他方、大規模な鉱山開発や石油天然ガスプロジェクトにより環境が破壊されるとか、投資仲裁リスクのために国が環境規制を差し控える(規制萎縮)、あるいは投資誘致のために国が環境規制を引き下げる(底辺への競争)恐れがあるとの懸念も表明されている。

こうした言説に対して、国際投資法学は、投資条約は国家の正当な規制権限を害するものではなく、合理的な環境規制を理由として投資条約違反が認められた先例は皆無であるとして、かかる懸念は杞憂であると主張してきた。また国家の側も、規制権限を明示的に留保する規定や、環境例外条項、あるいは環境規制水準の維持義務等の環境関連規定を設け、投資条約を「グリーン化」してきた。しかし、それにもかかわらず「投資条約(仲裁)は環境を害する」との言説は根強い。2018年以来、現代化交渉の続けられてきたエネルギー憲章条約から、欧州連合(EU)およびその一部構成国が相次いで脱退したことは、投資条約(仲裁)への環境批判の臨界と見ることもできる。

国際投資法学の定説が真であるならば、なぜこうした環境批判が依然として存在し、むしろ強まっているようにさえ見えるのだろうか。かかる批判が現行法の歪んだ理解に基づく政治的主張に過ぎないと断ずることは容易いが、それによってこの対立が解消されるわけでもなさそうである。問題はむしろ、投資法と環境法との間の関係を専ら投資法内在的な論理に依拠して説明しようとする投資法学の態度にあるのではないか。

この問題意識に基づき、本報告は、国際投資法が国際環境法的な原理・思考の1つである「持続可能な開発」をどのように受容し変容させているのかを実証的に分析するとともに批判的に省みることを通じて、国際投資法と国際環境法とをめぐり相対立する言説が生成される法的規範構造を明らかにすることを目指す。この作業により、国際投資法とその批判者が今後選択し得る道筋についての示唆が得られることも期待される。

第4セッション 「ゲスト報告」

Biodiversity: An Example of Synergy between Environmental Law and the Other Areas
of International Law

Professor, Queen Mary University of London, Malgosia Fitzmaurice

当日の報告で用いるパワーポイント資料を、後日、研究大会特設ページに掲載します。